

2024.10.01

## PLレポート(食品) <2024年10月号>

■「PLレポート(食品安全)」は年4回発行します。食品衛生や食品安全に関する最近の主要動向を国内トピックスとして紹介するとともに、解説コーナーでは「食品安全マネジメントシステム FSSC22000 V6 への対応における留意点」と題し解説(全4回)を行います。

国内トピックス：最近公開された食品衛生・食品安全に関する主な動向をご紹介します。

### ○消費者庁「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」を制定

消費者庁は2024年8月30日、「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」を制定した。紅麹サプリメントで発生した健康被害を受けて機能性表示食品に係る一連の関係法令が改正されたが、これを踏まえ、機能性表示食品の届出時に食品関連事業者が参照しやすいよう、従来の「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」を基に作成されたもの。これにより従来のガイドラインは廃止された。

また、「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」の制定に伴い、同日付けで「機能性表示食品に関する質疑応答集」が改正された<sup>1)</sup>。

### 図表「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」の目次とガイドラインからの主な変更内容

#### ■目次

- I 趣旨
- II 対象食品
- III 対象事業者
- IV 資料作成に当たっての考え方
  - (I) 総論
  - (II) 安全性に係る事項
  - (III) 生産・製造及び品質管理に係る事項
  - (IV) 健康被害の情報収集に係る事項
  - (V) 機能性に係る事項
  - (VI) 表示及び情報開示の在り方に係る事項
  - (VII) 届出の在り方に係る事項
  - (VIII) 遵守事項

#### ■ガイドラインからの主な変更内容

- ・各項目で参照すべき法令がわかるように、該当する根拠条文が記載された。
- ・天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品(サプリメント形状の加工食品)についてはP3のGMP告示に基づく管理が要件化されることを踏まえ、新たに別紙様式が追加される等の変更が行われた。
- ・ガイドラインのIV(IV)の「第2届出後における健康被害情報の収集・評価・報告」が「第2届出後における健康被害情報の提供」とされ、以下の内容が追加された。
  - ① 「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」に基づき対応すること
  - ② 健康被害の情報提供について、保健所等へ報告した内容を消費者庁食品表示課にもメールにて情報提供する旨及び情報提供先の消費者庁食品表示課のメールアドレス

出所：消費者庁「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」をもとに弊社にて作成

## 1) 消費者庁 機能性表示食品に関する質疑応答集

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_with\\_function\\_claims/assets/food\\_labeling\\_cms205\\_240902\\_15.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/assets/food_labeling_cms205_240902_15.pdf)

## 出所：消費者庁 「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」の制定について

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_with\\_function\\_claims/assets/food\\_labeling\\_cms205\\_240902\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/assets/food_labeling_cms205_240902_01.pdf)

## ○機能性表示食品に係る一連の関連法令の改正内容

紅麹サプリメントで発生した健康被害を受けて改正された、機能性表示食品に係る一連の関係法令について、概要を以下に示す。

## 1. 「食品衛生法施行規則」改正（所管：厚生労働省）

特定保健用食品及び機能性表示食品に係る健康被害に関する情報提供をより実効的なものとするため、2024年8月23日に「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、「食品衛生法施行規則」が改正された<sup>2)</sup>。

## ① 機能性表示食品及び特定保健用食品に係る健康被害情報の提供義務化

機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者（以下、届出者等）は、機能性表示食品等に係る健康被害の情報を収集するとともに、これらの食品に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、速やかに、当該情報を都道府県知事等に提供することとされた。

## ② 衛生管理計画を必要に応じて作成することとされている者に係る健康被害情報の提供義務化

食品衛生法施行規則第66条の2第4項各号に掲げる営業者を含むすべての届出者等について、施行規則別表第17第9号ハ（健康被害に関する情報収集と情報提供の義務）に係る衛生管理計画を作成し、これを遵守することが義務付けられた。

施行期日：2024年9月1日

## 2. 「食品表示基準」改正（所管：消費者庁）

機能性表示食品制度の信頼性を高める観点から、2024年8月23日に「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第71号）が公布され、「食品表示基準」が改正された<sup>3)</sup>。

また、同日付で「食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の5の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示」（内閣府告示第106号）が制定された<sup>4)</sup>。

## ① 届出内容の明確化

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に示されていた機能性表示食品の届出に必要な事項が別表第26において明確化された。

## ② 届出後の遵守事項

## i) 安全性及び機能性の根拠に関する事項

届出後に新たな科学的知見が得られた場合は、遅滞なく消費者庁長官に報告すること

## ii) 生産・製造及び品質の管理に関する事項

- ・錠剤、カプセル剤等食品については、内閣総理大臣が定める基準（GMP）に適合していること
- ・機能性関与成分を含有する原材料の規格書等を適切に保管していること
- ・食品衛生法に基づく食品の基準及び規格等に適合することを確認していること 等

## iii) 健康被害の情報の収集及び提供に関する事項

医師の診断による健康被害情報を収集するとともに、行政機関に速やかに提供すること等

## iv) 遵守の状況等の自己点検及び評価並びにその結果の報告に係る事項

届出者はi) からiii) の事項に係る遵守状況等の自己点検及び評価を行い、その結果を1年ごとに消費者庁長官に報告すること

## ③ 表示方法等の見直し

- ・「機能性及び安全性については国の評価を受けたものでない旨」は、特定保健用と異なることを明確に表示すること
- ・摂取上の注意事項は、医薬品等との相互作用や過剰摂取に係る注意喚起について具体的に表示すること
- ・「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」は、医薬品と異なることを明確に表示すること 等

施行期日：2024年9月1日

・届出後の遵守事項のうちii) の一部、iv) に関する規定の施行日：2025年4月1日

・GMPへの適合、表示方法の見直しに関する規定の経過措置期間：2026年8月31日まで

### 3. 「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準」告示（GMP告示）（所管：内閣府）

2024年8月23日に公布された「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第71号）において、機能性表示食品のうち、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造等の工程については、内閣総理大臣が定める基準に適合していることが届出時及び届出後の遵守事項として規定された。これを受け、2024年8月30日に「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準」（内閣府告示第108号）が告示された<sup>5)</sup>。

## ■当該基準に規定される主な事項

- 第2条：「原材料」「中間品」「バリデーション」等の用語の定義
- 第5条：製造管理者及び品質管理の知識を有する総括責任者の設置
- 第6条：製造標準書の作成、備え付け
- 第8条、9条：製品等の製造管理基準、品質管理基準
- 第13条：逸脱時の措置
- 第15条：自己点検結果の記録、保管

施行期日：2024年9月1日

- 2) 厚生労働省 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001294860.pdf>
- 3) 内閣府 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 71 号）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/assets/food\\_labeling\\_cms201\\_240823\\_11.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_240823_11.pdf)
- 4) 内閣府 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府告示第 106 号）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/assets/food\\_labeling\\_cms201\\_240823\\_12.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_240823_12.pdf)
- 5) 内閣府 機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（内閣府告示第 108 号）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/assets/food\\_labeling\\_cms205\\_240830\\_011.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms205_240830_011.pdf)

## 解説コーナー：食品安全マネジメントシステム FSSC22000 V6 への対応における留意点 第2回 要求事項の解説と取組例（その1）

はじめに

今年度の解説コーナーでは、「食品安全マネジメントシステム FSSC22000 V6 への対応における留意点」と題し、FSSC22000 Version6 (V6)<sup>1)</sup> について、Version5.1 (V5.1) から V6 への変更点と対応のポイントの解説を連載しています。

前回は、FSSC22000 の審査対象組織に対する要求事項のうち、一般の食品関連事業者に影響を与えるものとして、パート1、パート2の主な変更点について解説しました。

今回からは、「パート2 審査対象組織の要求事項」において、具体的な変更内容と、変更点をふまえた取組例を解説していきます。

なお、前回、「詳細化」として挙げた要求事項については、V5.1 で実施している現行の仕組み・ルールに対して、V6 で詳細化された要求事項に基づき細分化した上で、「いつ／だれが／何を／どうする」等の肉付けをすることで概ね対応が可能のため、本紙での解説は割愛します。

今回対象とする要求事項は以下の通りです。

No.	要求事項	変更状況
1	2.5.1 サービスと購入資材の管理	項目追加
2	2.5.2 製品のラベリング及び印刷物	項目追加
3	2.5.3 食品防御	2.5.3.2 計画書 項目追加
4	2.5.4 食品偽装の軽減	2.5.4.2 計画書 項目追加

以降の解説の要求事項は、FSSC 財団「FSSC22000 スキーム 第 5.1 版」、「FSSC22000 スキーム 第 6.0 版」を引用しています。

### 1. 2.5.1 サービスと購入資材の管理

本要求事項は項目が追加されています。

#### (1) 従前の要求事項の概説

従前の要求事項では、a) 外部分析機関を使用する際の検査能力の確保、b) 緊急時の代替原材料調達に関する手順書の作成、c) 使用禁止物質の管理対象である動物、魚、海産物の調達方針の設定、d) 食品安全は法令・顧客要求事項に確実かつ継続的に適合するためのレビュープロセスの確立を求めています。

- a) ISO22000:2018 の 7.1.6 に加えて、組織は、食品安全の検証及び／又は妥当性確認に外部の試験所分析サービスを用いる場合、それらが妥当性確認された試験方法及びベストプラクティス（例えば、習熟度試験プログラム、規制承認プログラムに参加して合格、又は ISO17025 のような国際規格に従って認定）を用いて、正確で再現性のある結果を生成する能力のある試験所（的確な内部並びに外部の試験所）によって実施されることを確実にしなければならない。
- b) フードチェーンカテゴリ C, D, I, G, K（食品製造、飼料製造、食品包装及び包装材の製造、生化学製品の製造、輸送及び保管）に対し、ISO22000:2018 の 7.1.6 に次の追加要求事項が適用される：  
組織は、製品が指定の要求事項に適合し、サプライヤが評価されるよう、緊急事態の調達に関

して手順書を用意しておかなければならない。

- c) ISO/TS22002-1 の 9.2 に加えて、組織は、使用禁止物質（例えば、医薬品、獣医学、重金属、殺虫剤）の管理対象である動物、魚、海産物の調達に対する方針を有していなければならない。
- d) フードチェーンカテゴリ C, D, I, G, K に対し、ISO22002-1 の 9.2;ISO22002-4 及び 4.6、及び ISO/TS 22002-5 の 4 に次の追加要求事項が適用される。

組織は、食品安全、法的及び顧客要求事項に対する確実な継続的適合性のために、製品仕様に対するレビュープロセスを確立、実施、維持しなければならない。

## (2) 要求事項の変更点

今回、新たに以下の要求事項が追加されました。

- e) フードチェーンカテゴリ I（食品包装及び包装材の製造）の場合は、ISO22000:2018 の 7.1.6 に加え、組織は、最終包装材の製品に投入される原材料としてのリサイクル包装材の使用に関する基準を確立し、関連する法的及び顧客要求事項が満たされていることを確実にしなければならない。

この要求事項は、SDGs に対応するために盛り込まれた、包装材メーカー向けの要求事項となります。包装材の原材料に、不良品や端材などをリサイクルして使用できるようにルールや基準を決め、取り組むことを求めるものです。

## (3) 変更点を踏まえた事業者の取組例

要求事項 e) を踏まえた包装材メーカーの取組例を以下に示します。

### 【仕組み・ルール】

関係法令への適合と、顧客要望を満たすためのリサイクル包装材の使用に関する基準※を設け、以下のように実施する。

※基準：当社で使用するリサイクル包装材は、「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度」に合致した成分を使用するものとする。

いつ	リサイクル包装材の受入れ時に
誰が	受入れ担当者が
何を	リサイクルの依頼元からマニフェスト（産業廃棄物管理票）を受領する際に、添付されているポジティブリスト制度に合致した包材であることの証明書（包材メーカーから発行される安全データシート等）を
どうする	目視で確認し、証明書に瑕疵のないことを確認、受入れ伝票を発行し、資材課に共有する。 瑕疵のある場合は、正しい証明書を取付けるか、リサイクル包装材を受入れない。
管理文書等	リサイクル可能な包装材一覧、マニフェスト控え、安全データシート控え、受入れ伝票

## 2. 2.5.2 製品のラベリング及び印刷物

本要求事項は項目が追加されています。

### (1) 従前の要求事項

従前の要求事項では、輸出先国の要求事項に準拠した表示をすること、ラベルレス製品の場合はバラ売りはせず外装への表示することを求めています。

- a) ISO22000:2018 の 8.5.1.3 に加えて、組織は、最終製品に、販売先に予定されている国の該当するすべてのアレルゲン及び顧客の固有要求事項を含む法令・規制要求事項に従ってラベル貼付されることを確実にしなければならない。
- b) ラベル貼付されていない製品の場合、顧客あるいは消費者による食品の安全な利用を確実にするために関連するすべての情報を入手できるようにしなければならない。

### (2) 要求事項の変更点

今回、新たに以下の要求事項が追加されました。

- c) 製品のラベルまたは包装に強調表示（アレルゲン、栄養成分、製造方法、加工・流通過程、原材料の状態など）が行われる場合、組織はその表示を裏付ける検証の証拠を保持し、製品の完全性が維持されることを確実にするため、トレーサビリティや質量バランスを含めた検証システムを導入しなければならない。
- d) フードチェーンカテゴリI（食品包装及び包装材の製造）の場合、印刷物が適用される顧客及び法的要求事項を満たすことを確実にするために、アートワークマネジメント及び印刷管理手順を確立し、実施しなければならない。その手順は、最低限以下のことに対応しなければならない：
  - i. アートワーク基準またはマスターサンプルの承認；
  - ii. アートワーク印刷仕様の変更を管理し、古くなったアートワークや印刷素材を管理するプロセス；
  - iii. 合意された基準やマスターサンプルに対する各印刷実行の承認；
  - iv. 実行中の印刷エラーを検出し、特定するプロセス；
  - v. 異なる印刷変種を効果的に分離することを確実にするためのプロセス； 及び
  - vi. 未使用の印刷製品を区別するプロセス。

要求事項 c) は、パッケージ等への強調表示が食品偽装とならないような検証システムを構築することを求めるものです。

要求事項 d) は、包装材メーカーに対し、版下管理と印刷管理の手順書を作成し、その手順書に基づき実施することを求めるものです。

### (3) -1 変更点を踏まえた事業者の取組例

要求事項 c) を踏まえた加工食品メーカーの取組例を以下に示します。

#### 【仕組み・ルール】

強調表示のあるパッケージ表示を作成する際のエビデンス資料を踏まえ、正しい表示であることを以下の内容で検証する。

	表示作成段階	内部監査段階
いつ	強調表示のあるパッケージ表示作成時に	内部監査を兼ねた年1回の定期検証時に
誰が	表示作成担当者が	内部監査員（検証担当者）が
何を	表示を裏付けるエビデンス資料を	検証時に製造されている製品の強調表示が製造現場と合致していることを
どうする	原材料メーカー等から取り付け、パッケージ版下を起案し、上長がそれを承認する。	原材料や配合比等が商品規格書に合致していることや、ロット印字等トレーサビリティ規程等に合致していることを確認する。
管理文書等	商品規格書、強調表示のエビデンス資料、パッケージ版下、...	商品規格書、商品パッケージ、トレーサビリティ規程、...

(3) -2 変更点を踏まえた事業者の取組例

要求事項 d) を踏まえた包装材メーカーの取組例を以下に示します

【仕組み・ルール】

顧客要望や法的要求事項を満たすために、版下および印刷管理手順（版下／印刷管理手順書）を確立し、実施する。

いつ	新規の版下作成／版下改版／包装材の仕様変更（基材やサイズ変更等）／包装材の製造・出荷
誰が	営業窓口担当／デザイン担当／包装材製造担当／印刷製品在庫管理担当／出荷担当及び各担当の上長
何を	版下／印刷管理手順書に基づいた業務を
どうする	各プロセスにおいて実施し、内部監査時に手順書通り実施されていることを確認する。
管理文書	版下／印刷管理手順書、包装デザインラフフォーム、校了版下、包装材仕様書、...

<イメージ>

版下／印刷管理手順書
目次
<版下管理編>
①版下、マスターサンプルの承認手順
②-1 改版および印刷仕様の変更手順
②-2 版下旧版および印刷物の誤使用防止手順
③誤印刷を予防する印刷の実行手順
<印刷管理編>
④印刷中のエラー検出／識別するプロセス
⑤誤印刷品の隔離プロセス
⑥印刷包装材の数量管理および出荷プロセス

<版下管理編>	
①版下、マスターサンプルの承認手順	
版下を起案し、上長が承認するまでの・・・	
STEP1	営業担当者は食品メーカー起案の包装デザインラフを受領し、...
STEP2	デザイン担当者は、起案した版下を営業担当者経由で、...
STEP3	営業担当者は、校了となった版下をデザイン管理課長に共有し、承認する。なお、...
...	...
②-1 改版および印刷仕様の変更手順	
・・・	



### 3. 2.5.3 食品防御 > 2.5.3.2 計画書

本要求事項は項目が追加されています。

#### (1) 従前の要求事項

従前の要求事項を以下に示します。食品への意図的な異物や薬物の混入を予防する食品防御のための計画書に関するものです。

- a) 組織は、組織の FSMS 適用範囲内のプロセス及び製品を対象にした、軽減方策を規定した食品防御計画書を備えていなければならない。
- b) 食品防御計画書は、組織の FSMS で裏付けなければならない。
- c) 計画書は、適用される法令に適合し、最新の状態に維持しなければならない。

#### (2) 要求事項の変更点

今回、新たに以下の要求事項が追加されました。

- d) フードチェーンカテゴリ FII（仲買業/取引/電子商取引）の場合は、組織はサプライヤーが食品防御計画を実施することを確実にしなければならない。

この要求事項は、仲買業が、取引先のサプライヤーにおいて、食品防御計画に基づいた対応を実施していることの確認を求めるものです。

#### (3) 変更点を踏まえた事業者の取組例

要求事項 d) を踏まえた仲買業者の取組例を以下に示します。

#### 【仕組み・ルール】

当社よりも一つ川上の事業者（卸業や業務用加工食品メーカー等）が食品防御計画を備え、かつ実施していることを以下の内容で確認する。

いつ	サプライヤーとの取引開始前の商談のための往訪時および概ね3年毎の再訪時に
誰が	バイヤーが
何を	一つ川上の事業者が自社で策定した食品防御計画に基づいて食品防御を実施していることを
どうする	食品防御計画やその記録（施錠記録やカメラ映像）を閲覧し、サプライヤー往訪記録（食品防御計画やその記録は閲覧のみ）にその旨を記録する。
管理文書	サプライヤー往訪記録（食品防御計画やその記録は閲覧のみ）

### 4. 2.5.4 食品偽装の軽減 > 2.5.4.2 計画書

本要求事項は項目が追加されています。

#### (1) 従前の要求事項

従前の要求事項を以下に示します。食品偽装軽減のための計画書に関するものです。

- a) 組織は、組織の FSMS 適用範囲内のプロセス及び製品を対象にした、軽減方策を規定した食品偽装軽減計画書を備えていなければならない。
- b) 食品偽装軽減計画書は、組織の FSMS で裏付けなければならない。
- c) 計画書は、適用される法令に適合し、最新の状態に維持しなければならない。

## (2) 要求事項の変更点

今回、新たに以下の要求事項が追加されました。

- d) フードチェーンカテゴリ FII (仲買業/取引/電子商取引) の場合は、上記に加え、組織はサプライヤーが食品偽装軽減計画を実施することを確実にしなければならない。

この要求事項は、仲買業者が、取引先のサプライヤーにおいて、食品偽装軽減計画に基づいた対応を実施していることの確認を求めるものです。

## (3) 変更点を踏まえた事業者の取組例

要求事項 d) を踏まえた仲買業者の取組例を以下に示します。

## 【仕組み・ルール】

当社よりも一つ川上の事業者（卸業や業務用加工食品メーカー等）が食品偽装軽減計画を備え、かつ実施していることを以下の内容で確認する。

いつ	サプライヤーとの取引開始前の商談のための往訪時および概ね3年毎の再訪時に
誰が	バイヤーが
何を	一つ川上の事業者が自社で策定した食品偽装軽減計画に基づいて食品偽装の軽減対策を実施していることを
どうする	食品偽装軽減計画やその記録（商品仕様書、製造記録等）を閲覧し、サプライヤー往訪記録（食品防御計画やその記録は閲覧のみ）にその旨を記録する。
管理文書	サプライヤー往訪記録（食品偽装軽減計画やその記録は閲覧のみ）

おわりに

本稿では、審査対象組織に対する要求事項のうち「パート2 審査対象組織の要求事項」の「2.5.4.2 計画書」までの範囲において、具体的な変更内容と変更点をふまえた取組例をご紹介しました。

次回も同様に、変更があった要求事項について、変更内容と変更点をふまえた取組例を解説する予定です。

- 1) Foundation FSSC Delivering trust and impact for global food safety with FSSC 22000  
<https://www.fssc.com/schemes/fssc-22000/>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

インターリスク総研の食品リスク対策関連サービス

【食品リスク対策関連サービスのご案内】

- ・消費者にとって、「食の安全」は最大の関心事である一方、食品業界では、食中毒や製品回収などの事故が多発、悪意に基づく人為的な食品汚染（食品テロ）なども発生しています。
- ・このような中、食品関連企業にとって、一般衛生管理や品質管理態勢の強化にとどまらず、HACCPの導入や意図的な異物混入等に対する対策を実施し、安全性を一層向上させることが喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、様々なお悩みを抱えている食品関連企業の皆様に対して、食中毒や異物混入対策、食品防御（フードディフェンス）対策等、ご要望に応じた豊富なコンサルティング実績があります。
- ・このような実績を踏まえ、食品リスク対策のためのコンサルティングやセミナー等のサービスメニュー「食品 RM MASTER」をご用意しております。
- ・食品リスク関連の課題解決に向けて、ぜひ、「食品 RM MASTER」をご活用ください。

食品RM MASTER 代表的なメニュー例

- I. 食品コンプライアンス**  
コンプライアンス態勢の確立
- II. 食品衛生・品質管理**  
食品衛生管理態勢の改善  
異物混入対策の強化  
品質管理態勢全体の改善  
取引先監査の実施
- III. 食品安全マネジメント**  
HACCPシステムの構築・認証取得・維持改善  
ISO22000・FSSC22000の認証取得・維持改善
- IV. 食品リスクコミュニケーション**  
食品誤表示対策  
食品事故対応マニュアルの策定
- V. 食品防御**  
フードディフェンス対策

「食品 RM MASTER」をはじめ、弊社の食品リスク対策関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

（ご参考：弊社の食品衛生法改正関連コンサルティングメニュー）

貴社における食品衛生法改正対応に関連して、弊社では以下のコンサルティングメニューを用意しております。ご活用をご検討ください。

	貴社において課題として認識していること	弊社コンサルティング内容
HACCP に沿った衛生管理	HACCP の社内への浸透	・ 社内研修等による、貴社内における HACCP 浸透の支援。
	HACCP の見直し・実効性強化	・ 現地調査を踏まえた現状評価に基づく、貴社取組内容の見直し、改善の支援。
	HACCP のさらに上を行く仕組みづくり	・ FSSC22000 など食品安全マネジメントシステムの認証取得を目指したお取組への支援。
食品等自主回収報告制度	食品事故・リコール対応マニュアルの整備	・ 食品事故・リコール対応の意思決定手順のほか、具体的な実施手順を示したマニュアル策定を支援。
	食品事故・リコール発生時の対応力強化	・ 食品事故やリコール事案の発生を想定したシミュレーション形式等での訓練実施を支援。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の食品安全対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS&AD インターリスク総研株式会社 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

## リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



# RM NAVI

リスクマネジメントナビ

### こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、最新ノウハウを得ることが困難に…

リスク対策を効率化したいが、リソースが足りない…

情報セキュリティやBCPなどのリスク対策が進んでいない…

### RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&AD-インターリスク総研の知見をフル活用して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

